

(被告)

- 1 法律上の婚姻は男女間においてのみ認められるとしている現行民法及び戸籍法につき、立法目的及び立法目的達成手段の各合理性を支える立法事実を示す、立法当時の資料
- 2 法律上の婚姻は男女間においてのみ認められるとしている現行民法及び戸籍法につき、立法目的及び立法目的達成手段の各合理性を支える立法事実が現在でも存続していることを示す資料
- 3 同性間における婚姻を認めることによって生じる影響を検討した資料